

# FITNESS

## 会 員 規 約

### 【名称】

第1条 本メンバーズ倶楽部は、「バルポート太田」(以下バルポート)と称する。

### 【所在地】

第2条 バルポートの所在地は和歌山市太田二丁目2番10号とする。

### 【運営】

第3条 バルポートの施設の管理運営は株式会社ワカヤマアスレティックスが当たる。

### 【目的】

第4条 バルポートは会員が施設を利用して、健康維持・増進ならびに会員の親睦をはかり、会員相互による健康づくりに寄与することを目的とする。

### 【会員】

第5条 バルポートの会員は本規約およびバルポートが定めた事項に従うものとする。

### 【会員資格】

第6条 会員は、バルポートの審査規準に適した16才以上の男女とし、下記の号に該当する方とする。(但し、フルタイム・イブニング会員は、20才以上)

①定期検診等を受け、自己健康管理能力を有する方。

②バルポート会員として、ふさわしい品位と社会的信用の有る方。

③暴力団関係者でない方。刺青をしていない方。

④バルポートの趣旨に賛同された方。

### 【入会】

第7条 入会希望者は、所定の書類に必要事項を記入し承認を得た上で、入会金・月会費・カード登録料を納入するものとする。

### 【入会金】

第8条 入会金は、理由の如何にかかわらず、これを返金しないものとする。

### 【月会費】

第9条 会員は別に定める月会費を、紀陽銀行(毎月29日)、郵便局(毎月27日)に翌月分を自動振替により納入するものとする。

### 【指導料】

第10条 会員は別に定められている施設における指導を受ける場合は、指導料を支払うものとする。

### 【会員種別の変更】

#### 第11条

①DAY会員又はイブニング会員から、フルタイム会員に変更する場合及びDAY会員から

イブニング会員に変更する場合は、入会時の入会金の差額分を納入し、それぞれの月会費に変更される。

②フルタイム会員から、DAY会員又はイブニング会員に変更する場合及びイブニング会員からDAY会員に変更する場合は、入会金の差額分の返金はされない。但し、それぞれの月会費に変更される。

### 【譲渡】

第12条 会員資格はこれを他に譲渡できないものとする。

### 【名義変更】

第13条 会員資格はこれを他に名義変更できないものとする。

### 【除名】

第14条 会員が下記の一つに該当した場合、その会員の資格を除名することができる。

①本会の目的・規則に反した場合。或いはバルポートの名誉・信用を損傷し、また秩序を乱した場合。

②施設・設備・用具等を故意に損壊した場合。

③第6条の会員資格が欠けた場合。

④月会費を滞納し、バルポートからの期限を定めた督促にも応じない場合。

### 【退会】

第15条 会員が退会する場合は、退会希望月の前月20日までに、所定の手続きを経なければならぬ。尚、退会後2ヶ月以内であれば会員復帰することができる。(入会金不要)

### 【会員資格の喪失】

第16条 下記の場合、会員はその資格を喪失する。

①死亡

②退会

③除名

④法人の解散(法人会員のみ)

⑤妊娠(女性のみ)

### 【会員証】

#### 第17条

①バルポートは会員に会員証を交付するものとする。

②会員が施設を利用する場合、会員証を提示しなければならない。

③会員は会員証を紛失した場合、所定の手続きを経て再発行を申請するものとする。(有料)

④会員証は他人に貸与できないものとし、会員がその資格を喪失した場合には、すみやかに返還しなければならない。

### 【変更事項の届け出】

第18条 会員は住所・連絡先およびその他、入会申し込み書の記載事項に変更が生じた場合には、すみやかに届け出るものとする。

### 【施設の利用】

#### 第19条

①会員は、施設の利用に際し、ルールとマナー等を守りこれに従うものとする。

②必要に応じて、施設の一部利用を制限することができる。

③各種スポーツの普及・発展を目的として、当該施設を利用して各種スクール・講習会・特別行事等を開催・運営することができる。

### 【利用時間の変更】

第20条 各種スポーツの普及・発展を目的として、当該施設を利用して各種スクール・講習会・特別行事等を開催・運営する場合、利用時間を変更・中止することができる。

### 【施設の閉鎖・変更】

第21条 バルポートは次の場合、施設の全部または一部を閉鎖し、また変更することができる。

①天災・法令の制定改廃、行政指導、著しい社会情勢の変化、その他やむを得ない事由が生じた場合。

②施設の改造、または補修の場合。

③経営上重大な理由がある場合。

### 【免責事項】

第22条 会員もしくはビジターにおいて、施設利用に際して生じた人的・物的事故については、バルポートは一切損害賠償の責を負わないものとし、会員もしくはビジターはこれについて一切の意義を申し出ることはできないものとする。

### 【会員の損害賠償責任】

第23条 会員は自己の責に記すべき事由により、バルポートまたは第三者に損害を与えた場合は、すみやかにその責に任ずるものとする。

### 【付則】

第24条 入会金・月会費・指導料等、及び利用時間・会員種別等については、経済情勢の変動により変更する場合がある。

### 【細則等】

第25条 本規約に定めのない事項ならびに業務遂行上必要な事項は、利用規定等によるほか必要に応じて、バルポートにおいてこれを定めることができる。

